公益財団法人 日本サッカー協会 2022 年度 臨時評議員会

2022年1月29日

決議事項

1. 評議員推薦加盟団体認定の件

本協会加盟団体のうち、以下の4団体を新たに評議員推薦加盟団体として認定したい。

【新たに評議員推薦加盟団体に認定する団体】

- ① 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- ② 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- ③ 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- ④ 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

(参考) 評議員推薦加盟団体規則

- 第3条 本協会は、加盟団体規則第12条に定める各種の連盟を新たに評議員推薦加盟団体として認定することができる。ただし、当該連盟は次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 本協会の加盟団体であること
 - (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
 - (3) 当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること (FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)
 - (4) 全国的規模の大会を定期的に主催していること
 - (5)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (6) 加盟団体規則第14条1項各号に定める要件を満たしていること
- 2 本協会は、加盟団体規則第13条に定める関連団体を新たに評議員推薦加盟団体として認定することができる。ただし、当該関連団体は次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 本協会の加盟団体であること。
 - (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
 - (3) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること
 - (4)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5) 加盟団体規則第14条第2項各号に定める要件を満たしていること
- 3 理事会は、新たに評議員推薦加盟団体となることを希望する各種の連盟又は関連団体について、その適格性を厳格に審査する。
- 4 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて評議員推薦加盟団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2. 定款変更の件

(決議)資料1

定款について、以下の通り変更したい。

【変更する規定①】

■第25条 第2項

(変更前)

2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、 3名を常務理事とする。

(変更後)

2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、 3名以内を常務理事とする。

【変更の理由】

現状の規定では、常務理事が必ず3名選任されていることが求められており、事故等により欠員が生じた場合に一時的に定款違反の状態となるリスクを孕んでいるため。

【変更する規定②】

■附則 第5項

(変更前)

- 5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。
 - (1)~(3) (略)
 - (4)各種の連盟
 - ① 一般社団法人日本フットボールリーグ
 - ② 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
 - ③ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
 - ④ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
 - ⑤ 全国自治体職員サッカー連盟
 - ⑥ 全国自衛隊サッカー連盟
 - ⑦ 全国専門学校サッカー連盟
 - ⑧ 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟
 - ⑨ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - ⑩ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
 - ① 公益財団法人日本中学校体育連盟
 - ② 一般財団法人日本フットサル連盟
 - ③ 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
 - 14 一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ
 - (5) (略)

(変更後)※⑭及び⑮の団体を追加もしくは表記を修正

5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。

(1)~(3) (略)

(4) 各種の連盟

- ① 一般社団法人日本フットボールリーグ
- ② 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- ③ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- ④ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- ⑤ 全国自治体職員サッカー連盟
- ⑥ 全国自衛隊サッカー連盟
- ⑦ 全国専門学校サッカー連盟
- ⑧ 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟
- ⑨ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ⑪ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- ① 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般財団法人日本フットサル連盟
- ③ 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
- 14 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- (15) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- (5) (略)

【変更の理由】

一般財団法人日本ビーチサッカー連盟については、2017年3月の評議員会にて加盟団体として承認されているが定款の変更漏れがあったため、今回変更を行うもの。

公益社団法人日本女子プロサッカーリーグについては、法人格の変更に伴い変更するもの。

3. 役員等推薦委員会設置の件

(決議) 資料2

「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」に規定される役員等推薦委員会の設置について、第 22条第1項にて規定される役員等推薦委員を以下の通りとしたい。

なお、理事の3名および補欠1名は、1月20日に開催された理事会で選出された。

【役員等推薦委員(案)】

選出枠	氏名	現職
会長予定者	田嶋 幸三	公益財団法人日本サッカー協会会長
理事	植田 昌利	一般社団法人関東サッカー協会専務理事
		公益財団法人東京都サッカー協会副会長兼専務理事
理事	日比野 克彦	東京藝術大学美術学部長
理事	山口 香	筑波大学体育系教授
理事※	徳田 康	一般社団法人東海サッカー協会専務理事
		公益財団法人愛知県サッカー協会専務理事
評議員	大岩 真由美	一般社団法人日本女子サッカーリーグ理事
評議員	嶋 靖博	一般社団法人香川県サッカー協会会長
評議員	水谷 尚人	株式会社湘南ベルマーレ代表取締役社長
評議員※	大場 俊二	一般社団法人大分県サッカー協会会長

外部有識者	里崎 慎	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社
外部有識者	西原 一将	株式会社西原商会代表取締役社長
		一般社団法人鹿児島県サッカー協会会長

※「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」第22条第5項に基づき、補欠の委員として提案するもの。

(参考) 役員の選任及び会長等の選定に関する規程

第22条 〔役員等推薦委員〕

- 1. 役員等推薦委員会は、次の役員等推薦委員をもって構成する。
 - (1)会長予定者
 - (2) 理事のうち3名
 - (3) 評議員のうち3名
 - (4) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名